

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる翌日は、そ
の翌日)

◇告

示 保険医療機関等の指定

保険医の登録(二件)

争議行為を行う旨の通知

農業振興地域整備計画の決定

豚の定期種牡畜検査の実施

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業計画の策定(五件)

土地改良事業の変更の認可

国有財産の用途廃止(六件)

開発行為に関する工事の完了(二件)

昭和四十一年三月鳥取県告示第二十七号の一部改正

◇選管告示

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

選挙管理委員会の招集

◇公

告 理容師及び美容師試験の実施

昭和四十九年度前期技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第三百八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
三好内科	米子市道笑町一丁目一〇一	昭和四十九年三月三十日
溝口薬局	日野郡溝口町溝口二四二	十五日
鳥取県東部医師会 附属休日急患診療所	鳥取市富安一丁目二七	"

鳥取県告示第三百九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
石 原 睦 夫	鳥医第一、八六八号	昭和四十九年三月十五日
中 田 満	“ 一、八六九号	“

鳥取県告示第三百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
井 上 一 憲	鳥医第一、八七〇号	昭和四十九年三月二十三日

鳥取県告示第三百十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長福田紀生から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- (一) 賃金引上げ等の要求に関する件
- (二) 労働時間の短縮の要求に関する件
- (三) 一時金の要求に関する件
- (四) 増員の要求に関する件

二 日時

昭和四十九年四月十五日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取市及び国府町）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第九条第一項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を定めたので、同法第十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その計画書は、鳥取県農林部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

鳥取広域営農団地整備計画

二 対象地域

鳥取農業振興地域及び国府農業振興地域

鳥取県告示第三百十三号

鳥取県種牲畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第二項の規定に基づき、豚の定期種牲畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査期日	検査時間	検査場所
昭和四十九年四月十八日	十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場
十九日	"	" "
二十日	"	鳥取市国安 東部家畜市場
二十二日	"	境港市竹内町 余子検査場
二十三日	"	米子市吉岡 西部家畜市場

鳥取県告示第三百十四号

昭和四十八年十二月二十六日付けで富海土地改良区から申請のあつた土地改良(富海地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市富海二七一番地一 富海土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年三月一日付けで東伯郡北条町江北五四三番地生田貢ほか十七人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(江北地区かんがい排水)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年第三十七号)による改正前の土地改良法第八十七条第四項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（江北地区かんがい排水）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

北条町役場

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月四日付けで日野郡日南町三吉七五六―一櫃田鶴男ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（福塚地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（福塚地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（牛王野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月二十八日付けで倉吉市立見二五二番地宮本薫ほか十八人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（牛王野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（牛王野地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月四日付けで東伯郡大栄町大字亀谷一〇九二番地遠藤国雄ほか十五人の者から申請のあつた異議で行う土地改良（大栄地区基幹農道舗装）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（大栄地区基幹農道舗装）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月五日付けで東伯郡赤碓町大字篔津三四番地奥田利則ほか十五人の者から申請のあつた異議で行う土地改良（安田地区基幹農道舗装）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項

の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（安田地区基幹農道舗装）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（倉坂地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年四月三日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年四月九日から用途廃止した。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
倉吉市郊家一〇九番四地先		一三・九二	水路敷

鳥取県告示第三百二十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年四月九日から用途廃止した。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
倉吉市新田字柳原五七七番一地先から同市蕨田字善太夫田五五七番三地先まで		三九〇・一三	水路敷

鳥取県告示第三百二十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年四月九日から用途廃止した。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場

所

(平方メートル)

用途

鳥取市古海字東開発ノ二七五三番六地先から同市古海字東開発ノ二七五八番一地先まで
 鳥取市古海字中開発七二七番三地从先から同市古海字中開発七一八番二地先まで
 鳥取市古海字中開発七三二番一次二地从先から同市古海字中開発七三二番二地先まで

六七・五〇	水路敷
一六・四四	水路敷
四〇・四五	道路敷

鳥取県告示第三百二十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年四月九日から用途廃止した。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市古海字中開発七一八番一地先		六五・四〇	水路敷

鳥取県告示第三百二十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年四月九日から用途廃止した。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)積	用途
倉吉市山根字下鴨田六三一三番二地先まで	同市山根	一〇一・八一	水路敷

号鳥取県告示第三百二十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年四月九日から用途廃止した。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	(平方メートル)積	用途
東伯郡三朝町大字三朝字砂子田一八六番地先から同町大字三朝字砂子田一九二番五地先まで		二九三・三七	道路敷
東伯郡三朝町大字三朝字小木脇二二二番地先から同町大字三朝字砂子田一九五番二地先まで		一九二・五五	水路敷

鳥取県告示第三百二十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 許可番号

昭和四十七年十月三十日 鳥取県指令受都計第五百二十七号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市西福原字堀川樋口
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市須磨区潮見台町三丁目二一六 周 藤 実

鳥取県告示第三百二十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 許可番号

昭和四十八年三月十三日 鳥取県指令受都計第八十二号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市湖山町字小山ヶ前
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市瓦町三五 一

有限会社 湖東商事

代表取締役 森 本 保 雄

鳥取県告示第三百二十九号

昭和四十一年三月鳥取県告示第百二十七号（河川法の規定による二級河川の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第十七号を第二十二号とし、第十六号を第二十一号とし、第十五号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。
 二十 名和川水系

名称	区		間
	上流端	下流端	
蛇の川	左岸 西伯郡名和町大字高田字下油免八五三番地先 右岸 同町同大字字下長野八五六番一地先	名和川への合流点	

第十四号を第十八号とし、第十号から第十三号までを四号ずつ繰り下げ、第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
 十三 馬込川水系

名称	区		間
	上流端	下流端	
馬込川	左岸 東伯郡東伯町大字浦安字清重九四番地先 右岸 同町同大字同字九三番次一地先		

第八号に次のように加え、同号を第十一号とする。

名称	区		間
	上流端	下流端	
西高尾川	左岸 東伯郡大栄町大字亀谷字公文舞一〇九三番一地先 右岸 同町同大字字桃ノ木八二二番二地先	由良川への合流点	
	右岸 同町同大字字赤坂前一五一番地先	由良川への合流点	

第七号を第十号とし、第四号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第三号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。
 六 日置川水系

名称	区		間
	上流端	下流端	
蔵内川	左岸 気高郡青谷町大字蔵内字船山崎二一四番一地先 右岸 同町同大字字川測二二二番一地先	日置川への合流点	

第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
 二 溝川水系

名称	区		間
	上流端	下流端	
溝川	左岸 鳥取市伏野字西風前八六七番一地先 右岸 同市伏野字深沢三二九番二地先		
逆川	左岸 鳥取市三津字鳥打場ノ二五八一番一地先 右岸 同市三津字東沢一五八二番二地先	溝川への合流点	

三 内海川水系

名称	区		間
	上流端	下流端	
内海川	左岸 鳥取市白兎字三反田三五三番一地先 右岸 同市内海中字町田六番一地先		

選挙管理委員会公告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和四十九年二月二十六日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八、三〇九人
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二六、八〇五人
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二七、六六五人
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二四、二七二人
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二二、六九一人
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、三三四人
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、五五五人
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、三三一人
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、七〇七人

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一六、四七〇人
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二二、一五五人
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	七、〇五五人

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和四十九年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年四月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和四十九年四月十六日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室
- 三 議題
 - (一) 昭和四十九年度選挙常時啓発事業計画について
 - (二) 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員補欠選挙の結果について

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和49年 4月 9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和49年5月16日 午前10時

場所 倉吉市巖城 鳥取県中部総合事務所大会議室

(2) 実地試験

日時 昭和49年6月3日 午前9時

場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経た者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終つた者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に規定する者、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格

した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和47年4月以後に鳥取県知事が行つた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により、今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則(昭和28年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に規定する科目及び事項について行う。

5 出題の方法

(1) 願書の提出期間

昭和49年4月12日から昭和49年5月2日まで(郵送のものについては、昭和49年5月2日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書(別記様式によること。)

イ 履歴書(最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行った場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもの、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

(4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

- (1) 試験手数料 1,000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
- (3) 納付した手数料は、還付しない。

7 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食
- (2) 実地試験
 - ア 受験通知書、昼食及び上ばき
 - イ 理容師試験を受ける者
 - ウ 白衣
 - エ 調髪及び顔そりに必要な器具等
 - オ 応急薬品
 - カ 美容師試験を受ける者
 - ク 白衣
 - ケ コールド・パーマネントウエーブ等の施術上必要な器具、材料及び化粧品
 - コ 応急薬品

8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験の

モデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈りでないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で髪に著しい癖のないものであること。

9 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課に照会すること。
- (3) 文書による照会は、20円切手を同封すること。

別記様式（用紙はB列5番とすること。）

証 紙
はりつけ欄

理 容 師（美容師）受 験 願 書

本 籍

住 所 （番地及び〇〇方も記入すること。）

郵便番号

氏 名

昭和 年 月 日生

理容師法第2条第1項（美容師法第4条第1項）の規定による理容師
（美容師）試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。
昭和 年 月 日 氏 名 印

鳥取県知事 平林鴻三殿

（注） 該当するところを○で囲むこと。

受験回数

学科試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
実地試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和49年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。
昭和49年4月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 実施する検定職種

機械加工、金属プレス加工、鉄工、板金、電気めつき、仕上げ、電気機器組立て、婦人子供服製造、布はく縫製、木工機械調整、木工、左官、ゾロツク建築、タイル張り、塗装、いす張り、広告美術仕上げ、構造物現図製作、印章彫刻、表具

2 検定の等級

技能検定は、一の職種ごとに1級及び2級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和49年6月30日（日）から昭和49年9月29日（日）までの間において、別途鳥取県技能検定協会が通知する日に行う。

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所において行う。

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和49年6月17日（月）に鳥取県技能検定協会

の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種ごとに次の期日に行う。

検 定 職 種	実 施 日 月 日
機械加工、板金、電気めつき、仕上げ、ブロック建築、 タイル張り、いす張り、広告美術仕上げ、印章彫刻	昭和49年 9月22日(日)
金属プレス加工、鉄工、電気機器組立て、婦人子供服 製造、布はく縫製、木工機械調整、木工、左官、塗装、 構造物理図製作、表具	昭和49年 9月29日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県技能検定協会が通知する場所に行う。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市青葉町一丁目111 大佐古組ビル内

鳥取県技能検定協会(電話 鳥取22-3494)

(3) 受付期間

昭和49年5月7日(火)から昭和49年5月21日(火)まで(郵送に

よる場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県技能検定協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(おて先を記入し、25円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料及びその納付方法等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機 械 加 工	5,000円
金 属 プ レ ス 加 工	5,000円
鉄 工	5,000円
板 金	4,000円
電 気 め つ き	5,000円
仕 上 げ	5,000円
電 気 機 器 組 立 て	5,000円
婦 人 子 供 服 製 造	5,000円

布はく縫製	4,000円
木工機械調整	4,000円
木工工	4,000円
左官	3,000円
ブロック建築	3,000円
タイル張り	4,000円
構造物理図製作	3,000円
印章彫刻	3,000円
いす張り	4,000円
表具	4,000円
塗装	4,000円
広告美術仕上げ	4,000円

1 学科試験の手数料

1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県技能検定協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする

る場合は、免除を受ける試験の手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県技能検定協会が昭和49年10月29日(火)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表等

技能検定合格者の氏名を昭和49年11月上旬の県公報で公告するほか、合格者には、1級については労働大臣の、2級については鳥取県知事の合格証書を交付する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又は鳥取県技能検定協会に問い合わせること。